



長野基発 0914 第 2 号
令和 5 年 9 月 14 日

建設業労働災害防止協会長野県支部
長野分会長 殿

長野労働基準監督署長



建設現場における労働災害防止の徹底について（要請）

日頃から労働行政の運営、とりわけ建設業における労働災害防止につきましては、格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度は、第 14 次労働災害防止推進計画の初年度にもかかわらず、当署管内の 8 月末現在における建設業の休業 4 日以上の労働災害死傷者数は、34 人と前年同期と比較して 12 人 (54.5%) の増加となっています。

なお、4 月以降、移動式クレーン及び車両系建設機械の転倒災害が 3 件発生しているほか、8 月には、携帯用電動工具（ダイヤモンドカッター）での作業中に負傷する類似災害が 2 件発生し、同種災害の再発防止対策の徹底が急務となっています（別紙災害事例参照）。

つきましては、建設業における労働災害を未然に防止するため、関係法令の遵守をはじめ、特に下記事項の実施について、傘下会員事業場等に対し周知方よろしくお願ひいたします。

記

1 安全管理活動等

- (1) 設計図書及び施工現場の状況等を踏まえて、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づいて作業計画等を作成するとともに、当該作業計画等の内容を関係労働者に周知徹底すること。
- (2) 作業開始前の危険予知活動等について、当日予定されている作業に即したものとし、具体的な災害防止対策を講じること。
- (3) 墜落制止用器具、保護帽等の適切な保護具を使用させること。
- (4) 作業主任者の選任を有する作業において、当該作業主任者に作業の進行状況を監視させる等、必要な職務を行わせること。
- (5) 下記 2 以降について、関係労働者に必要な安全衛生教育を実施すること。

2 車両系建設機械

- (1) クレーン機能を有する車両系建設機械について、荷のつり上げ作業を行う場合は、クレーンモードに切り替え、「移動式クレーン」として使用すること。
- (2) 車両系建設機械を使用する作業においては、リスクを完全に排除できないことを認識し、残留リスクに対して必要な措置を講じること。

3 移動式クレーン

- (1) 移動式クレーンを使用する作業において、当該機械の能力に応じた適正な使用の徹底を図るため、つり荷の重量、形状等のほか、性能表等による作業半径等の確認をはじめ、当該機械に備わる安全機能等に基づいた作業計画を作成し、関係労働者に周知すること。
- (2) 移動式クレーンの転倒等の事故が発生した場合、被災者の有無にかかわらず、様式第22号による事故報告書を所轄労働基準監督署長に遅滞なく提出すること（労働安全衛生規則第96条）。

4 ダイヤモンドカッター

- (1) ダイヤモンドカッターの製造事業者の取扱説明書等に記載されている事項を十分に確認して使用すること。
- (2) ダイヤモンドカッターを装着する電動工具について、安全カバー等の安全装置を有効な状態にして使用すること。
- (3) ダイヤモンドカッターを使用する作業内容等について、あらかじめ関係労働者を含めて十分検討すること（検討の際は、不意のキックバック等による災害防止対策を盛り込むこと。）。
- (4) 作業開始前には、ダイヤモンドカッターの側面にクラック等がないか、確認を行うこと。

担当部署

長野労働基準監督署 安全衛生課

電話：026-474-9938

別紙

令和5年4月以降に発生した建設業における災害事例

長野労働基準監督署

1 移動式クレーン関係

(1) クローラクレーンの転倒（4月）

クローラクレーン（つり上げ荷重4.9t）を使用して伐採木をつり、道路上に搬出しようとしたところ、伐採木が落石防護柵に引っ掛かり、伐採木を外すため、機体を旋回させたところ、当該クローラクレーンが転倒した（不休災害）。

(2) トラッククレーンの転倒（8月）

車両積載型トラッククレーン（つり上げ荷重2.9t）を使用して荷台に積載していた大型土のう（フレコンバッグ、重量約1.0t）をつり、大型土のうを降ろすため、ジブを旋回させたところ、急いで操作したため荷が振れ、その反動により当該車両積載型トラッククレーンが転倒した（被災者なし）。

2 車両系建設機械関係

(1) 車両系建設機械の転倒（8月）

ドラグ・ショベル（バケット容量0.1m³）を使用して、ダンプに積まれていた法肩ブロック（重量約350kg）をつり、機体を旋回させたところ、当該ドラグ・ショベルが転倒したもの（不休災害）。

なお、当該ドラグ・ショベルは移動式クレーン仕様機であったものの、災害発生当時は、クレーンモードに切り替えておらず、用途外使用であった。

3 ダイヤモンドカッター関係

(1) 腕の負傷（8月）

ハンドカッター（ダイヤモンドカッター）を使用して、道路脇の既設側溝の撤去作業を行っていたところ、ハンドカッターが跳ね上がり、刃部分が腕に当たり負傷したもの（休業見込み2か月以上災害）。

(2) 脚の負傷（8月）

ベビーサンダー（ダイヤモンドカッター）を使用して、コンクリート二次製品を現場使用サイズに切断していたところ、切断した箇所が落下しそうになったため、ベビーサンダーを持っていた手を咄嗟に引いたところ、刃部分が脚に当たり負傷したもの（休業見込み1か月以上災害）。